

さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準

- 1 この告示は、さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年さいたま市告示第510号）第5条の規定に基づき、第1号事業（第1号生活支援事業を除く。以下同じ。）に要する費用の額の算定に関する基準について、必要な事項を定める。
- 2 第1号事業に要する費用の額は、別表1に定める1単位の単価に、別表2に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 3 2の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表1 1単位の単価

サービス名	1単位の単価
第1号訪問事業 ・介護予防訪問介護サービス ・家事支援型訪問サービス	11,050円
第1号通所事業 ・介護予防通所介護サービス ・交流型通所サービス ・運動型通所サービス	10,680円
第1号介護予防支援事業	11,050円

別表2 第1号事業費単位数表

1 介護予防訪問介護サービス（1月につき）

- (1) 介護予防訪問介護サービス費（Ⅰ） 1, 172 単位
- (2) 介護予防訪問介護サービス費（Ⅱ） 2, 342 単位
- (3) 介護予防訪問介護サービス費（Ⅲ） 3, 715 単位

注1 利用者に対して、介護予防訪問介護サービス事業所（さいたま市介護予防訪問介護サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年さいたま市告示第511号。以下「介護予防訪問介護サービス基準等要綱」という。）第6条第1項に規定する介護予防訪問介護サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（介護予防訪問介護サービス基準等要綱第6条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、介護予防訪問介護サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ただし、訪問介護員等のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

ア 介護予防訪問介護サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画等（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は省令第140条の62の5第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）において1週に1回程度の介護予防訪問介護サービスが必要とされた者

イ 介護予防訪問介護サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の介護予防訪問介護サービスが必要とされた者

ウ 介護予防訪問介護サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画等においてイに掲げる回数を超える介護予防訪問介護サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）

注2 介護予防訪問介護サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問介護サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は介護予防訪問介護サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「単位数表」という。）1訪問介護費注12に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在する介護予防訪問介護サービス事業所（そ

の一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注4 単位数表1訪問介護費注13に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の介護予防訪問介護サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注5 介護予防訪問介護サービス事業所の訪問介護員等が、単位数表1訪問介護費注14に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(介護予防訪問介護サービス基準等要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を超えて、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護サービス費は、算定しない。

注7 利用者が一の介護予防訪問介護サービス事業所において介護予防訪問介護サービスを受けている間は、当該介護予防訪問介護サービス事業所以外の介護予防訪問介護サービス事業所が介護予防訪問介護サービスを行った場合に、介護予防訪問介護サービス費は、算定しない。

(4) 初回加算 200単位

注 介護予防訪問介護サービス事業所において、新規に介護予防訪問介護サービス計画(介護予防訪問介護サービス基準等要綱第41条において規定する介護予防訪問介護サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の介護予防訪問介護サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護サービスを行った場合又は当該介護予防訪問介護サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第71条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護サービス計画を作成し、当該介護予防訪問介護サービス計画に基づく介護予防訪問介護サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第70条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第104条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であつて、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護サービス計画に基づく介護予防訪問介護サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

（6）介護職員処遇改善加算

注 単位数表1 訪問介護費へ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間（エ及びオについては、単位数表1 訪問介護費へ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

- イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （１）から（５）までにより算定した単位数の１０００分の１００に相当する単位数
- ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （１）から（５）までにより算定した単位数の１０００分の５５に相当する単位数
- エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウにより算定した単位数の１００分の９０に相当する単位数
- オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウにより算定した単位数の１００分の８０に相当する単位数

（７）介護職員等特定処遇改善加算

注１ 単位数表１訪問介護費ト介護職員等特定処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

- ア 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （１）から（５）までにより算定した単位数の１０００分の６３に相当する単位数
- イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （１）から（５）までにより算定した単位数の１０００分の４２に相当する単位数

注２ 算定にあたっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定することを要件とする。また、アの算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。

２ 家事支援型訪問サービス（１回につき）

（１）家事支援型訪問サービス費 ２３３単位

注１ 利用者に対して、家事支援型訪問サービス事業所の介護従業者等（さいたま市家事支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成２９年さいたま市告示第５１２号。以下「家事支援型訪問サービス基準等要綱」という。）第６条第１項に規定する介護従業者等をいう。）及びサービス提供責任者（家事支援型訪問サービス基準等要綱第６条第１項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が、家事支援型訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。

注２ 家事支援型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは家事支援型訪問サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は家事支援型訪問サービス事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物の利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の１００分の９０

に相当する単位数を算定する。

注3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、家事支援型訪問サービス費は、算定しない。

注4 利用者が一の介護予防訪問介護サービス事業所において介護予防訪問介護サービスを受けている間は、家事支援型訪問サービス事業所が家事支援型訪問サービスを行った場合、家事支援型訪問サービス費は、算定しない。

(2) 初回加算 200単位

注 家事支援型訪問サービス事業所において、新規に家事支援型訪問サービス計画（家事支援型訪問サービス基準等要綱第40条において規定する家事支援型訪問サービス計画をいう。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の家事支援型訪問サービスを行った日の属する月に家事支援型訪問サービスを行った場合又は当該家事支援型訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の家事支援型訪問サービスを行った日の属する月に家事支援型訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 介護職員処遇改善加算

注 単位数表1 訪問介護費へ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間（エ及びオについては、単位数表1 訪問介護費へ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の137に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の100に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の55に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(4) 介護職員等特定処遇改善加算

注1 単位数表1 訪問介護費ト介護職員等特定処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の63に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の42に相当する単位数

注2 算定にあたっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。

3 介護予防通所介護サービス(1月につき)

(1) 介護予防通所介護サービス費

ア 事業対象者 1, 655単位

イ 要支援1 1, 655単位

ウ 要支援2 3, 393単位

注1 さいたま市介護予防通所介護サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱(平成29年さいたま市告示第513号。以下「介護予防通所介護サービス基準等要綱」という。)第6条に規定する施設基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所(介護予防通所介護サービス基準等要綱第6条第1項に規定する介護予防通所介護サービス事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)において、介護予防通所介護サービスを行った場合に、利用者の要支援状態区分等(認定省令第2条第1項各号に掲げる区分又は省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者(以下「事業対象者」という。))をいう。以下同じ。)に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

ただし、介護予防通所介護サービスの月平均の利用者の数(指定介護予防通所介護サービス事業者が指定通所介護(さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第68号)第90条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)事業の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護サービス事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、介護予防通所介護サービスの利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数)が、省令第140条の63の5第1項の規定に基づき市長に提出した運営規定に定められている利用定員を超える場合(以下「定員超過利用」という。)、又は、看護職員又は介護職員の員数が介

介護予防通所介護サービス基準等要綱第6条に定める員数を置いていない場合（以下「人員基準欠如」という。）は、介護予防通所介護サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注2 介護予防通所介護サービス事業所の介護予防通所介護サービス介護従業者（さいたま市介護予防通所サービス基準等要綱第6条第1項に規定する介護予防通所介護サービス従業者をいう。）が、単位数表6通所介護費注6に規定する別に厚生労働大臣が定める地域で規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（介護予防通所介護サービス基準等要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、介護予防通所介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注3 単位数表6通所介護費注13に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。）に対して介護予防通所介護サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護サービス費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定介護予防通所介護サービス事業所において介護予防通所介護サービスを受けている間は、当該介護予防通所介護サービス事業所以外の介護予防通所介護サービス事業所が介護予防通所介護サービスを行った場合に、介護予防通所介護サービス費は、算定しない。

注6 介護予防通所介護サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所介護サービス指定事業所と同一建物から当該介護予防通所介護サービス指定事業所に通う者に対し、介護予防通所介護サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 事業対象者	376単位
イ 要支援1	376単位
ウ 要支援2	752単位

(2) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日

常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他介護予防通所介護サービス指定事業所の介護予防通所介護サービス従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護サービス計画（介護予防通所介護サービス基準等要綱第40条において規定する介護予防通所介護サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 介護予防通所介護サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

（3）運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的实施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び（6）において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 別表2第1号事業費単位数表3（1）注1ただし書きで規定する定員超過利用又は人員基準欠如のいずれにも該当しないこと。

（4）栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的实施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び（6）において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置している

こと。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 別表2第1号事業費単位数表3（1）注1ただし書きで規定する定員超過利用又は人員基準欠如のいずれにも該当しないこと。

（5）口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び（6）において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 別表2第1号事業費単位数表3（1）注1ただし書きで規定する定員超過利用又は人員基準欠如のいずれにも該当しないこと。

（6）選択的サービス複数実施加算

注 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「予防サービス単位数表」という。）5介護予防通所リハビリテーション費へ選択的サービス複数実施加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準の規定を準用し、当該基準に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位

イ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

(7) 事業所評価加算 120単位

注 予防サービス単位数表5介護予防通所リハビリテーション費ト事業所評価加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、評価対象期間（予防サービス単位数表5介護予防通所リハビリテーション費ト事業所評価加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期間を準用した期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

(8) サービス提供体制強化加算

注 単位数表6通所介護費ニサービス提供体制強化加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が利用者に対し介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分等に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

（ア）事業対象者 72単位

（イ）要支援1 72単位

（ウ）要支援2 144単位

イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ

（ア）事業対象者 48単位

（イ）要支援1 48単位

（ウ）要支援2 96単位

ウ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

（ア）事業対象者 24単位

（イ）要支援1 24単位

（ウ）要支援2 48単位

(9) 生活機能向上連携加算 200単位

注 単位数表6通所介護費注9に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、(3)を算定している場合には、100単位（1月につき）を所定単位数に加算する。

(10) 栄養スクリーニング加算 5単位（1回につき）

注 単位数表6通所介護費注15に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護予防通所介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄

養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。

(1 1) 介護職員処遇改善加算

注 単位数表6 通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間(エ及びオについては、単位数表6 通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ウにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ウにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(1 2) 介護職員等特定処遇改善加算

注1 単位数表6 通所介護費へ介護職員等特定処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

注2 算定にあたっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを

算定していることを要件とする。

4 交流型通所サービス（1回あたり）

（1）交流型通所サービス費 324単位

注1 さいたま市交流型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（さいたま市告示第514号。以下「交流型通所サービス基準等要綱」という。）第6条に定めるものに適合しているものとして市長に届け出た交流型通所サービス事業所（交流型通所サービス基準等要綱第2条に規定する交流型通所サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防サービス計画等にて交流型通所サービスが必要とされた者に対し、交流型通所サービスを行った場合、所定単位数を算定する。

ただし、交流型通所サービスの月平均の利用者の数が省令第140条の63の5第1項の規定に基づき市長に提出した運営規定に定められている利用定員を超える場合、又は介護職員の員数が交流型通所サービス基準等要綱第6条に定める員数を置いていない場合は、交流型通所サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、交流型通所サービス費は、算定しない。

注3 利用者が介護予防通所介護サービス事業所において介護予防通所介護サービスを受けている間は、交流型通所サービス事業所が交流型通所サービスを行った場合、交流型通所サービス費は、算定しない。

注4 利用者に対して、その居宅と交流型通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき38単位を所定単位数から減算する。

（2）介護職員処遇改善加算

注 単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た交流型通所サービス事業所が、利用者に対し、交流型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間（エ及びオについては、単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000

分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の23に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(3) 介護職員等特定処遇改善加算

注1 単位数表6通所介護費へ介護職員等特定処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た交流型通所サービス事業所が、利用者に対し、交流型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の12に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の10に相当する単位数

注2 算定にあたっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定通所介護事業所又は、地域密着型通所介護事業所においてサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とする。

5 運動型通所サービス (1回あたり)

(1) 運動型通所サービス費 339単位

注1 さいたま市運動型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱(さいたま市告示第515号。以下「運動型通所サービス基準等要綱」という。)第6条に定めるものに適合しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス事業所(運動型通所サービス基準等要綱第2条に規定する運動型通所サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)において、介護予防サービス計画等にて運動型通所サービスが必要とされた者に対し、運動型通所サービスを行った場合、所定単位数を算定する。

ただし、運動型通所サービスの月平均の利用者の数が省令第140条の63の5第1項の規定に基づき、市長に提出した運営規定に定められている利用定員を超える場合、又は看護職員又は介護職員の員数が運動型通所サービス基準等要綱第6条に定める員数を置いていない場合は、運動型通所サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、運動型通所サービス費は、算定しない。

注3 利用者が介護予防通所介護サービス指定事業所の介護予防通所介護サービスを受けている間は、運動型通所サービス指定事業所が運動型通所サービスを行った場合、運動型通所サービス費は、算定しない。

注4 利用者に対して、その居宅と運動型通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき38単位を所定単位数から減算する。

(2) 介護職員処遇改善加算

注 単位数表6 通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス事業所が、利用者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、(エ及びオについては、単位数表6 通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期日までの間)次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

- ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の59に相当する単位数
- イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の43に相当する単位数
- ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の23に相当する単位数
- エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(3) 介護職員等特定処遇改善加算

注1 単位数表6 通所介護費へ介護職員等特定処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス事業所が、利用者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

- ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1

000分の12に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の10に相当する単位数

注2 算定にあたっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定通所介護事業所又は、地域密着型通所介護事業所においてサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることを要件とする。

6 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）（1月につき）

（1）介護予防ケアマネジメントA

ア 介護予防ケアマネジメントA費 431単位

注1 介護予防ケアマネジメントA費は、利用者に対して第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行い、かつ、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項）に対し、介護予防サービス計画等において位置付けられている第1号事業のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出している地域包括支援センター（法第115条の46に規定する地域包括支援センターをいう。）について、所定単位数を算定する。

注2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、介護予防ケアマネジメントA費は、算定しない。

イ 初回加算 300単位

注 地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防サービス計画等を作成する利用者に対し、第1号介護予防支援事業を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ウ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以

下同じ。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。)の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

(2) 介護予防ケアマネジメントC

ア 介護予防ケアマネジメントC費 431単位

注1 介護予防ケアマネジメントC費は、利用者に対して、新規に、第1号介護予防支援事業を行い、かつ、ケアマネジメントの結果、介護予防サービス等に、介護予防・生活支援サービス事業以外のサービスのみを位置付けた地域包括支援センターについて、所定単位数を算定する。

注2 介護予防ケアマネジメントC費は介護予防ケアマネジメントA費を算定する月においては、算定しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の規定は、この告示の施行の日以後の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給について適用し、同日前の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の規定は、この告示の施行の日以後の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給について適用し、同日前の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の規定は、この告示の施行の日以後の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給について適用し、同日前の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給については、なお従前の例による。